

平成30年度 水質検査計画



長野県上伊那広域水道用水企業団

1 基本方針

長野県上伊那広域水道用水企業団（以下、「企業団」という。）では、水道用水が水質基準に適合し、安全であることが水道用水事業者としての責務と考えています。

そのため、以下の基本方針に基づいて水質検査計画を策定し、水質を適正に管理してまいります。

- (1) 水質検査は、水道法で義務付けられている給水栓（蛇口）に加え、水源である河川水や湖沼水、浄水場に入る水（原水）、水質管理上必要と判断した浄水場内の過程水について行います。
- (2) 水質検査は、水道法で義務付けられている「水質基準項目」、「毎日検査項目」のほか、水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」や「その他の項目」について行います。
- (3) 検査頻度は、「毎日検査項目」については、水質自動測定装置で常時監視するとともに、給水栓（蛇口）において「水質基準項目」を水道法で義務付けられている頻度で行い、また水道法で過去の検査結果に応じて検査回数を省略することのできる項目についても、安全性であることを確実にするため、省略することなく必要回数の検査を行います。
- (4) 水質検査は、原則として企業団と上伊那圏域 8 市町村の共同検査機関である「上伊那圏域水道水質管理協議会」で自己検査を行います。

2 水道用水供給事業の概要

(1) 水道用水供給状況

供給区域は、2市1町2村（伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村）に水道用水を供給しています。また、平成28年度の日最大供給量は、41,228 m³、一日平均供給量は38,175 m³でした。

表-1 水道用水供給区域の供給量（平成28年度）

	伊那市	駒ヶ根市	箕輪町	南箕輪村	宮田村	合計
年間供給量(m ³)	6,931,026	2,566,176	2,376,279	1,593,865	466,610	13,933,956
1日最大供給量(m ³ /日)	21,416	9,656	7,867	5,082	1,287	41,228
1日平均供給量(m ³ /日)	18,989	7,031	6,510	4,367	1,278	38,175

(2) 浄水場の名称及び水源の種別

企業団は、箕輪浄水場（施設能力46,500m³/日）の1浄水場があり、その水源は約8km離れた天竜川水系沢川の表流水（ダム直接取水）から取水しています。

(3) 浄水場の浄水処理方法

箕輪浄水場の浄水処理フローは図-1のとおりです。

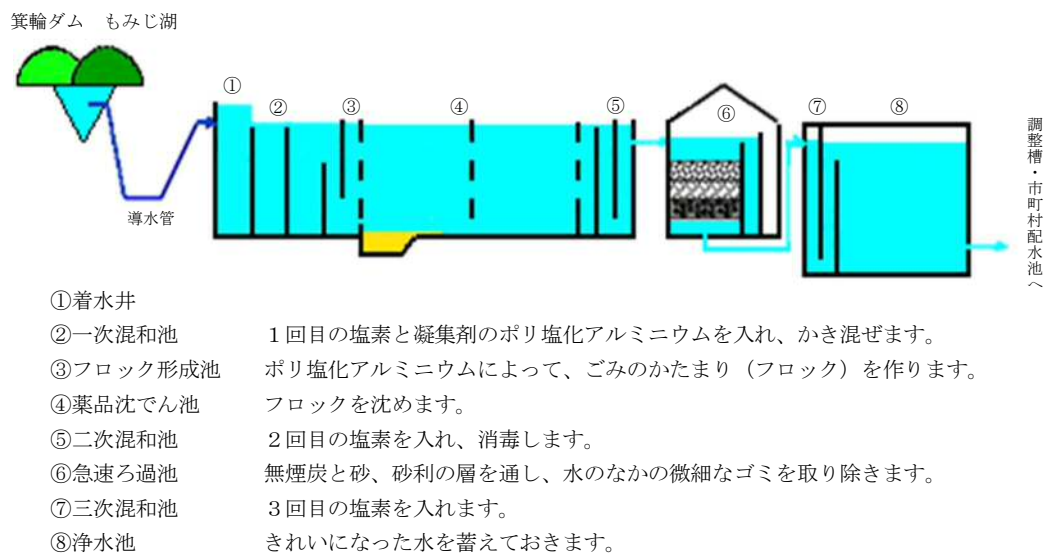


図-1 浄水処理フロー

3 水質の状況

原水の状況としては、人為的な汚染の影響は少なく、自然由来の鉄、マンガン、アルミニウム及び有機物の存在が見られるため、前塩素・中間塩素併用処理を行っています。水源の河川が、道路に接している場所もあるため、自動車の転落事故による油の流出等の水質事故も影響を受ける場合があります。また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高いと判断されるレベル4の原水であること、降雨時に濁度が上昇することから、濁度管理を行っています。

浄水については、原水から濁度、臭気及び油類の流入による影響を監視しながら、水道用薬品の注入量を調整し、浄水処理を行っています。

給水栓については、浄水場から駒ヶ根市福岡配水池までは、送水に約2日を要するため、夏季の残留塩素濃度低下、トリハロメタンの増加、消毒剤の塩素による消毒副生成物の増加に留意しながら、水質の管理を確実にを行っています。

表-2 水質状況

水 源 名		天竜川水系
		沢川
取 水 場 名		箕輪ダム
浄 水 場 名		箕輪浄水場
水 質 状 況		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄、マンガン、アルミニウム及び有機物の流出 ・油の流出等の水質事故 ・降雨により濁度の上昇
着 目 項 目	水 源 ↓ 浄 水 場	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄、マンガン及び有機物 ・油等 ・濁度及び臭気
	浄 水 場 ↓ 給 水 栓	<ul style="list-style-type: none"> ・トリハロメタン(時間とともに増加) ・残留塩素(時間とともに減少) ・消毒副生成物(消毒剤に次亜塩素ナトリウムを使用しているため) ・色及び濁り(1日1回以上行う検査項目)

4 水質検査の地点

(1) 給水栓（蛇口）

ア 水質基準項目等の検査

水道法の規定に基づき、各系統の末端配水池（蛇口）の1地点（第3調整槽系については2地点）それぞれについて「水質基準項目」等の検査を実施します。

イ 1日1回以上行う検査

水道法の規定に基づき、各系統の末端配水池の1地点（第3調整槽系については2地点）それぞれについて「1日1回以上行う検査」を実施します。

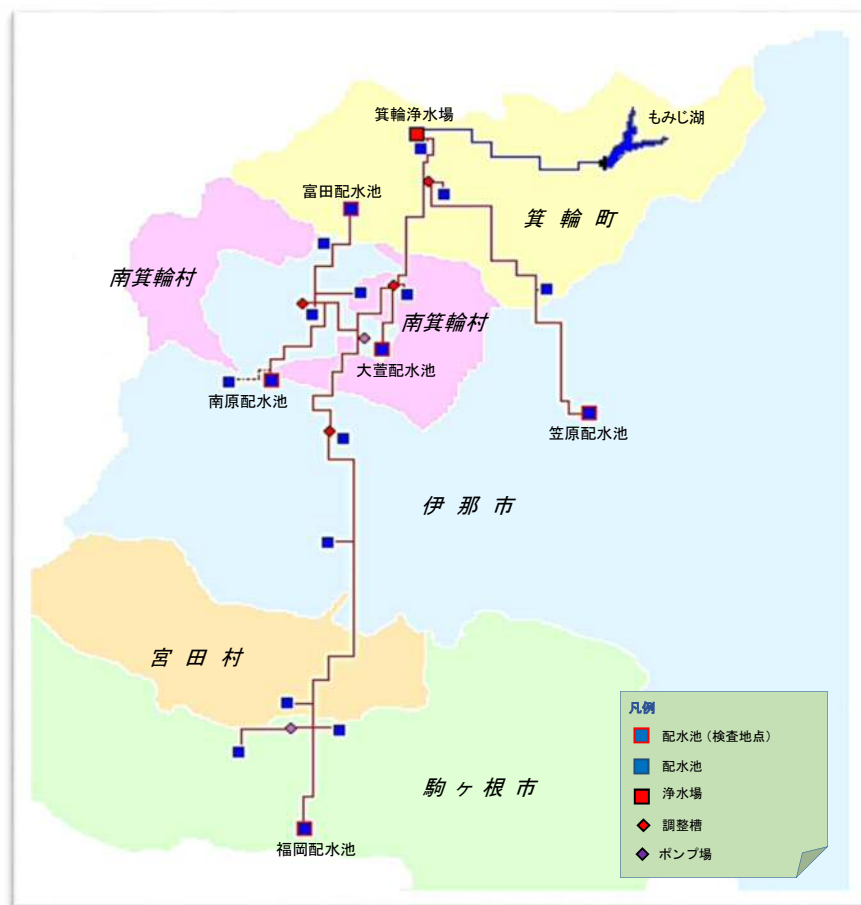


図-2 水質検査地点（給水栓）

(2) 浄水場

浄水場については、原水（着水井）及び浄水処理が適正に行われていることを確認できる一次混和池、薬品沈でん池、二次混和池、急速ろ過池及び浄水池にて実施します。



図-3 浄水場検査地点

(3) 水源及び河川

水源については、ダム堤体付近の表層・中層・底の3地点と、主要の流入河川である沢川並びに一の沢川が箕輪ダムへ流入する地点を実施します。

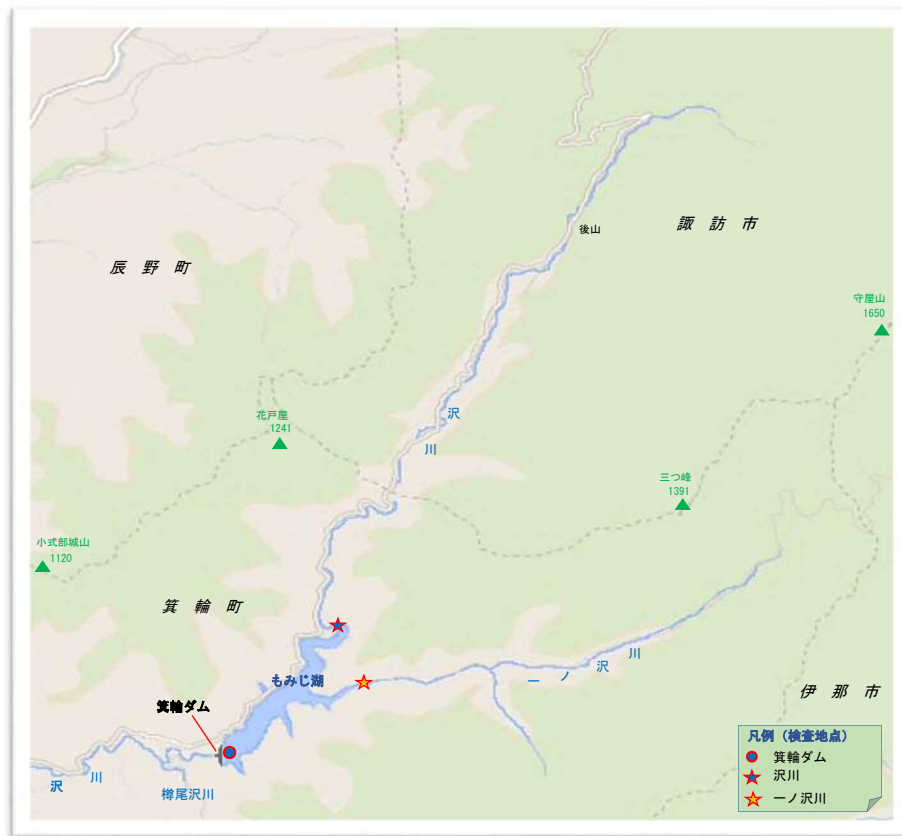


図-4 水源及び河川の検査地点

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 1日1回以上行う検査項目

給水栓における毎日の水質検査が水道法で義務付けられている色、濁り、消毒の残留効果の3項目（別添1参照）については、水質自動測定装置を用いて連続的に検査します。

(2) 定期検査項目

ア 水質基準項目

水質基準項目51項目について、水道法で義務付けられている給水栓（蛇口）における定期の水質検査に加え、原水並びに浄水池についても検査を行います。検査頻度は、水道法で義務付けられている頻度で行い、また水道法で過去の検査結果に応じて検査回数を省略することのできる項目についても、安全性であることを確実にするため、省略することなく検査を行います。

検査項目及び検査頻度は別添2のとおりです。

イ 水質管理目標設定項目

厚生労働省の通知で水質基準に準じて検査すべきとされている項目で、浄水施設出口について検査を行います。

農薬については、厚生労働省が国内の検出状況、使用量などを勘案し選定した農薬のうち、ダム上流地域の状況を勘案した物質を検査します。

検査項目及び検査頻度は別添3のとおりです。

ウ クリプトスポリジウム等

厚生労働省の通知で水道原水におけるクリプトスポリジウム等による感染の恐れ
の程度を把握するため指針に基づき、原水について指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）
並びにクリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検査を行
います。検査頻度は、別添4のとおりです。

エ 自主検査項目等

浄水過程水の頻度は、別添6及び水源水質の監視等については別添7のとおり検査を行います。

6 臨時の水質検査

以下の場合、原因究明や運転管理に必要な項目について、臨時の水質検査を行います。また、検査にあたっては原則として、定期水質検査の採取地点にて該当する検査項目を行います。

- (1) 水質基準項目に適合しないおそれがある場合
- (2) 水源の水質が著しく悪化した場合
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行した場合
- (4) 浄水過程に異常があった場合
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- (6) その他特に必要があると認められた場合

7 水質検査体制

(1) 自己検査

企業団と上伊那圏域 8 市町村の共同検査機関である「上伊那圏域水道水質管理協議会」が自己検査として行います。

水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づき行います。また、水質管理目標設定項目及び自主検査項目等については、厚生労働省水道課長通知、日本水道協会上水試験方法により行います。

(2) 委託検査

自己検査が困難な場合については、厚生労働大臣の登録を受けた外部検査機関に委託します。その際、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質機関とします。また、検査結果については、結果の根拠となる書類の確認を行います。

8 水質検査結果の評価

- (1) 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。

また、水質検査結果に異常が認められた場合には、確認のため直ちに再検査を行います。その際、初回及び再検査の結果を双方とも破棄せず保存し、どちらかの検査結果を正式な結果として採用したかの記録を残します。また、分析操作に不備があったと考えられる等合理的な理由がある場合には、再検査の結果を正式な結果としますが、原則として

初回の結果を水質検査の正式な結果とします。

- (2) 過去の水質結果と比較して、明らかに検査結果に異変がある場合には、原因究明を行い、必要な対策を講じます。

9 水質検査計画の見直し

企業団では、毎年度水質検査結果を評価し、また厚生労働省の水質基準等の改正を踏まえ、翌年度の水質検査計画の検査項目や検査頻度に反映します。

10 水質検査の精度並びに信頼性の確保

(1) 水質検査の測定精度

ア 水質基準項目及び水質管理目標設定項目（農薬を除く。）に関する水質検査の実施に当たっては、原則として基準値及び目標値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤については4分の1）まで測定します。また、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤については4分の1）付近における値の変動が別添2及び別添3の変動係数で示す値以下となるように精度を確保します。

イ 農薬類に関する水質検査の実施に当たっては、原則として目標値の100分の1まで測定し、更に変動係数は20%以下となるよう精度を確保します。

(2) 信頼性の確保

標準作業書による作業のマニュアル化を行い、水質検査の信頼性を確保します。また、厚生労働省、長野県及び長野県水道協議会が実施する外部精度管理に参加することにより、水質検査の精度を確認し、信頼性を確保します。

11 関係者との連携

水源、浄水処理工程及び給水栓で水質汚染事故等が発生した場合は、厚生労働省健康局、伊那建設事務所、構成市町村水道部課、県地域振興局等と連携し、必要な対策を行います。

別添 1 1日1回以上行う検査項目

検査区分	番号	検査項目	給水栓(蛇口)
1日1回以上行う検査	1	色	連続測定
	2	濁り	連続測定
	3	消毒の残留効果	連続測定

別添 2 定期水質検査項目及び頻度並びに変動係数(水質基準項目)

(検査回数 / 年)

検査区分	番号	検査項目	基準	単位	給水栓 (5地点)	箕輪浄水場		変動係数
						着水井	浄水池	
水質基準項目	1	一般細菌	100 以下	個/mL	12	12	12	—
	2	大腸菌	検出されないこと	—	12	12	12	—
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	mg/L	4	12	12	10%
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	mg/L	4	12	12	10%
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下	mg/L	4	12	12	10%
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下	mg/L	4	12	12	10%
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	mg/L	4	12	12	10%
	8	六価クロロ化合物	0.05 以下	mg/L	4	12	12	10%
	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	mg/L	4	12	12	10%
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	mg/L	4	12	12	10%
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	mg/L	4	12	12	10%
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	mg/L	4	12	12	10%
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	mg/L	4	12	12	10%
	14	四塩化炭素	0.002 以下	mg/L	4	12	12	20%
	15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	mg/L	4	12	12	20%
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	mg/L	4	12	12	20%
	17	ジクロロメタン	0.02 以下	mg/L	4	12	12	20%
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	mg/L	4	12	12	20%
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下	mg/L	4	12	12	20%
	20	ベンゼン	0.01 以下	mg/L	4	12	12	20%
	21	塩素酸	0.6 以下	mg/L	4	—	12	10%
	22	クロロ酢酸	0.02 以下	mg/L	4	—	12	20%
	23	クロロホルム	0.06 以下	mg/L	12	—	12	20%
	24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	mg/L	4	—	12	20%
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	mg/L	12	—	12	20%
	26	臭素酸	0.01 以下	mg/L	4	—	12	10%
	27	総トリハロメタン	0.1 以下	mg/L	12	—	12	—
	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	mg/L	4	—	12	20%
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	mg/L	12	—	12	20%
	30	ブロモホルム	0.09 以下	mg/L	12	—	12	20%
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	mg/L	4	—	12	20%
	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	mg/L	4	12	12	10%
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	mg/L	4	12	12	10%
	34	鉄及びその化合物	0.3 以下	mg/L	4	12	12	10%
	35	銅及びその化合物	1.0 以下	mg/L	4	12	12	10%
	36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	mg/L	4	12	12	10%
	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	mg/L	4	12	12	10%
	38	塩化物イオン	200 以下	mg/L	12	12	12	10%
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	mg/L	4	12	12	10%
	40	蒸発残留物	500 以下	mg/L	4	12	12	10%
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	mg/L	4	12	12	20%
	42	ジェオスミン	0.00001 以下	mg/L	12	12	12	20%
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	mg/L	12	12	12	20%
	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	mg/L	4	12	12	20%
	45	フェノール類	0.005 以下	mg/L	4	12	12	20%
	46	有機物(TOCの量)	3 以下	mg/L	12	12	12	20%
	47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	—	12	12	12	—
	48	味	異常でないこと	—	12	—	12	—
	49	臭気	異常でないこと	—	12	12	12	—
	50	色度	5 度以下	度	12	12	12	20%
	51	濁度	2 度以下	度	12	12	12	10%

別添3 水質管理目標設定項目

(検査回数 / 年)

検査区分	番号	検査項目	目標値	単位	箕輪浄水場 給水栓	変動係数
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	mg/L	4	10%
	2	ウラン及びその化合物	0.002 以下	mg/L	4	10%
	3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	mg/L	4	10%
	5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	mg/L	4	20%
	8	トルエン	0.4 以下	mg/L	4	20%
	9	フタル酸ジエチルヘキシル	0.08 以下	mg/L	1	20%
	10	亜塩素酸	0.6 以下	mg/L	4	10%
	13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	mg/L	1	20%
	14	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	mg/L	1	20%
	15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	別添5参照	2	20%
	16	残留塩素	1 以下	mg/L	別添1で実施	10%
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	mg/L	別添2で実施	10%
	18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	mg/L	別添2で実施	10%
	19	遊離炭酸	20 以下	mg/L	4	10%
	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	mg/L	4	20%
	21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 以下	mg/L	4	20%
	24	蒸発残留物	30~200	mg/L	別添2で実施	—
	25	濁度	1 以下	度	別添2で実施	10%
	26	pH 値	7.5 程度	—	別添2で実施	—
	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	—	4	—
	28	従属栄養細菌	2,000 以下	—	1	—
	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	mg/L	4	20%
	30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	mg/L	別添2で実施	10%

別添4 クリプトスポリジウム等検査

(検査回数 / 年)

検査区分	番号	検査項目	単位	箕輪浄水場
				着水井
指標菌	1	大腸菌	—	12
	2	嫌気性芽胞菌	個/10mL	12
クリプトスポリジウム等	3	クリプトスポリジウム	個	1
	4	ジアルジア	個	1

別添5 農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト

（検査回数 / 年）

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02	69	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005
4	EPN	殺虫剤	0.004	70	トリシクザゾール	殺虫・殺菌・植物成長調整剤	0.1
5	MCPA	除草剤	0.005	72	ナフロバミト	除草剤	0.03
6	アシュラム	除草剤	0.9	74	ピロホス	除草剤	0.0009
8	アトラジン	除草剤	0.01	75	ピラクロニル	除草剤	0.01
9	アニコホス	除草剤	0.003	76	ピラゾキフェン	除草剤	0.004
11	アラクロール	除草剤	0.03	77	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
13	イソフェホス	殺菌剤	0.001	79	ピリプチカルブ	除草剤	0.02
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01	80	ピロキロン	殺虫・殺菌剤	0.05
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫・殺菌・植物成長調整剤	0.3	81	フィプロニル	殺虫・殺菌剤	0.0005
16	イフベンホス(IFP)	殺菌剤	0.09	82	フェントロチオン(MEP)	殺虫・殺菌・植物成長調整剤	0.01
18	インダノファン	除草剤	0.009	83	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫・殺菌剤	0.03
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	84	フェリムゾン	殺虫・殺菌剤	0.05
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	85	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006
26	オリサストロビン	殺虫・殺菌剤	0.1	86	フェントエート(PAP)	殺虫・殺菌剤	0.007
27	カスサホス	殺虫剤	0.0006	87	フェントラザミト	除草剤	0.01
28	カフェンストロール	殺虫・除草剤	0.008	89	ブタクロール	除草剤	0.03
29	カルタップ	殺虫・殺菌・除草剤	0.3	90	ブタミホス	除草剤	0.02
31	カルプロバミト	殺虫・殺菌剤	0.04	91	ブプロフェジン	殺虫・殺菌剤	0.02
32	カルボフラン	代謝物	0.005	92	フルアジナム	殺菌剤	0.03
33	キノクラミン	除草剤	0.005	93	フレチラクロール	除草剤	0.05
34	キャブタン	殺菌剤	0.3	96	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
35	クミロン	除草剤	0.03	97	プロピザミト	除草剤	0.05
38	クロメプロップ	除草剤	0.02	98	プロペナゾール	殺虫・殺菌剤	0.05
40	クロピリホス	殺虫剤	0.003	99	プロモブチド	殺虫・除草剤	0.1
42	シアナジン	除草剤	0.001	101	ベンシクロン	殺虫・殺菌剤	0.1
44	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	102	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09
46	ジクロルホス(DDVP)	殺虫剤	0.008	103	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
48	ジスルホトン(エチルチオトン)	殺虫剤	0.004	104	ベンタゾン	除草剤	0.2
51	ジチオビル	除草剤	0.009	105	ベンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3
53	シマジン(CAT)	除草剤	0.003	109	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
54	ジメタトリン	除草剤	0.02	110	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7
55	ジメトエート	殺虫剤	0.05	111	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05
56	シメトリン	除草剤	0.03	112	メソミル	殺虫剤	0.03
58	ダイアジン	殺虫・殺菌剤	0.003	113	メタラキシル	殺虫・殺菌剤	0.06
59	ダイムロン	殺虫・殺菌・除草剤	0.8	114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004
61	チアジニル	殺虫・殺菌剤	0.1	115	メチルダイムロン	除草剤	0.03
62	チウラム	殺虫・殺菌剤	0.02	116	トミノストロビン	殺虫・殺菌剤	0.04
63	チオンカルブ	殺虫剤	0.08	117	トリプロジン	除草剤	0.03
65	チオベンカルブ	除草剤	0.02	118	メフェナセット	除草剤	0.02
67	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02	119	メフロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1
68	トリクロピル	除草剤	0.006	120	モリネート	除草剤	0.005

別添 6 自主検査（浄水過程）

（検査回数 / 年）

番号	検査項目	着水井	一次混和池	薬品沈でん池	二次混和池	急速ろ過池	浄水池
1	一般細菌	52	12	12	12	12	52
2	大腸菌	52	12	12	12	12	52
23	クロロホルム	52	12	12	12	12	52
25	ジプロクロロメタン	52	12	12	12	12	52
27	総トリハロメタン	52	12	12	12	12	52
29	ブロモジクロロメタン	52	12	12	12	12	52
30	ブロモホルム	52	12	12	12	12	52
33	アルミニウム及びその化合物	52	12	12	12	12	52
34	鉄及びその化合物	52	12	12	12	12	52
37	マンガン及びその化合物	52	12	12	12	12	52
38	塩化物イオン	52	12	12	12	12	52
46	有機物(TOCの量)	52	12	12	12	12	52
47	pH値	52	52	52	52	52	52
48	味	—	—	—	—	—	2,920
49	臭気	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
50	色度	52	52	52	52	52	52
51	濁度	52	52	52	52	52	52
—	残留塩素	—	52	52	52	52	52
—	アルカリ度	12	—	—	—	—	12
—	水温	52	52	52	52	52	52

別添 7 自主検査（水源及び河川）

（検査回数 / 年）

検査項目	ダム湖			河川		箕輪浄水場
	表層	中層	底	沢川	一の沢川	着水井
溶存酸素	4	4	4	12	12	12
pH 値	4	4	4	12	12	12
濁度	4	4	4	12	12	12
色度	4	4	4	12	12	12
電気伝導度	4	4	4	12	12	12
アルカリ度	4	4	4	12	12	12
遊離炭酸	4	4	4	12	12	12
有機物(TOC)	4	4	4	12	12	12
紫外線吸光度	4	4	4	12	12	12
浮遊物質(SS)	4	4	4	12	12	12
BOD	4	4	4	12	12	12
COD	4	4	4	12	12	12
大腸菌群	4	4	4	12	12	12
大腸菌	4	4	4	12	12	12
一般細菌	4	4	4	12	12	12
カドミウム	4	4	4	4	4	4
シアン	4	4	4	4	4	4
鉛	4	4	4	4	4	4
六価クロム	4	4	4	4	4	4
ヒ素	4	4	4	4	4	4
銅	4	4	4	4	4	4
亜鉛	4	4	4	4	4	4
鉄	4	4	4	4	4	4
マンガン	4	4	4	4	4	4
アルミニウム	4	4	4	4	4	4
全クロム	4	4	4	4	4	4
フッ素	4	4	4	4	4	4
総窒素(T-N)	4	4	4	12	12	12
アンモニア態窒素	4	4	4	12	12	12
全リン(T-P)	4	4	4	12	12	12
リン酸態リン	4	4	4	12	12	12
ろ過後 COD	4	4	4	—	—	12
クロロフィル a	4	4	4	—	—	12
塩化物イオン	4	4	4	12	12	12
硝酸態窒素	4	4	4	12	12	12
亜硝酸態窒素	4	4	4	12	12	12
硫酸イオン	4	4	4	12	12	12
ナトリウム	4	4	4	12	12	12
カリウム	4	4	4	12	12	12
カルシウム	4	4	4	12	12	12
マグネシウム	4	4	4	12	12	12
ろ過後色度	4	4	4	12	12	12
ろ過後濁度	4	4	4	12	12	12
ケイ酸	4	4	4	4	4	4
セレン	4	4	4	4	4	4
ホウ素	4	4	4	4	4	4
ジェオスミン	—	4	—	—	—	12
2-メチルイソボルネオール	—	4	—	—	—	12
透明度	4	—	—	—	—	—
透視度	—	—	—	12	12	—
水温	4	4	4	12	12	12